

工事請負契約の一部を変更することについて

平成25年第5回市議会臨時会の議決を経て締結した（仮称）学び・交流プラザ電気設備工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

工期「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成27年2月27日まで」を「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成27年3月16日まで」とする。

契約金額「¥485,459,100-」を「¥489,934,620-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

(仮称) 学び・交流プラザ電気設備工事

2 変 更 箇 所

施設管理に係る設備の変更

工事請負契約の一部を変更することについて

平成25年第5回市議会臨時会の議決を経て締結した（仮称）学び・交流プラザ電気設備工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成25年9月3日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥480,900,000-」を「¥485,459,100-」とする。

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成25年7月30日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 (仮称) 学び・交流プラザ電気設備工事
- 2 工 事 場 所 周南市中央町4番10号
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成27年2月27日まで
- 4 契 約 金 額 ￥480,900,000-
- 5 請 負 者 日本電設工業・豊国電設特定建設工事共同企業体
代表者
周南市権現町4番3号
日本電設工業株式会社中国支店徳山営業所
所長 波田 泰司
- 6 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札